

利 用 者 の た め に

1 目的

主要樹種ごとの 1 ha当たり育林費と原単位量を明らかにすることにより、林業の経営計画や経営指導及び林木資産の評価に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

2 集計の方法

林家経済調査の調査林家が記帳した林業日誌から把握する「物財費」、「林業労働投下状況」等の年度内結果と、出張所職員が調査林家からの聞き取りにより整理した調査原簿から把握する「固定資産」等の所要事項をもとに林家の樹種・林齡階級ごとの「育林費表」を取りまとめた。

(1) 取りまとめ対象

林家経済調査の調査林家（沖縄以外の全国保有山林面積20ha～500ha規模の林家）の中で、人工林を20ha以上保有している林家について、50年生以下の林小班を対象に次の5樹種を取りまとめの対象とした。

すぎ

ひのき（さわらを含む。）

あかまつ・くろまつ（外来ピヌスを含む。）

からまつ

えぞまつ・とどまつ（あかえぞまつを含む。）

(2) 対象期間

対象期間は、平成13年林家経済調査の調査期間（平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間）である。

なお、本集計は、周期年で実施しており、前回は平成8年度に実施した。

(3) 林小班の編成

林小班とは、対象林家の保有山林を樹種別、林齡階級別に「林地の集計単位」として区分設定したものであり、林小班に区画する作業のことを「林小班の編成」という。

(4) 育林費の作成単位

育林費は、年度始めに存在した林小班全部と年度内に林家の経営山林となった林小班の全部について、樹種別、林齡・齡級別に作成した。

ただし、切捨て伐採や風水害、火災、資産分割などの山林や保安林分、幼齢林の土地付き立木販売については除いた。

また、林齡の計算はその年度に造林したものを林齡1年として計算し、植林のための地ごしらえの作業も植林された年度に含めて取りまとめた。

なお、樹種ごとの集計林小班数は、すぎ13,893、ひのき8,527、あかまつ・くろまつ1,158、からまつ1,309、えぞまつ・とどまつ466である。

(5) 育林費用の算出方法

育林費用の算出は、経営のために投入された労働費及び材料費のほか、固定資産の減価償却費、地代及び資本利子等の調査年度内投下費用をもって算出した。

ア 労働費

家族労賃については、調査林家の所在する市町村において、通常林業に雇用された

場合に受け取る作業別、男女別の1日当たりの標準労賃に労働日数を乗じた額を、また、雇用労賃については、実際に支払った雇用労賃（賄い費及び現物支給を含む。）を林小班ごとに計上した。

イ 直接材料費

苗木、肥料、薬剤及び諸材料費は、実際に投下した価額を、林小班ごとに計上した。なお、自給材料費は市価により評価、計上した。

ウ 共通材料費

林業用器具費、林業用機械修繕費、建物維持費、賃借料・料金、請負させ料金、土地借料、負債利子、企画管理費、物件税・公課諸負担及び育林雑支出について、該当した林小班の作業量に応じて配分し、計上した。

なお、育林雑支出には、共有林分担金を含む。

エ 減価償却費

建築物、構築物、林業用機械などの林業用固定資産の減価償却費は、該当した林小班の作業量に応じて、配分し計上した。

オ 地代

林業では地代支払いの事例が少なく、類地地代により算定することが困難であるので、林地に賦課された固定資産税額を基に林小班ごとの相当額を地代として計上した。

カ 資本利子

固定資本利子は、林小班ごとに割り当てた固定資本額に0.045の利子率を、流動資本利子は、林小班ごとの流動費用合計額の1／2額に0.045の利子率を乗じて算出した。

また、林木資本利子は、年始め育林費用価累積額に、林齢に応じた利率を乗じて算出した。

3 統計の表示方法

全調査林家の育林費の調査結果のうち、人工林の主要樹種について、次のとおり表示した。なお、この育林費の調査結果は事例の少ない樹種もあるので、結果値の利用については注意されたい。

(1) 育林費

樹種、林齢、地域別の1ha当たり年度内育林費を費目別に表示した。

(2) 原単位量

家族・雇用者別、男女別の労働量と物財費のうち、苗木、肥料、薬剤、諸材料について品目別数量と価額を樹種別、林齢、齡級別に表示した。

(3) 林業地域区分

林業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北・北陸	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井
北関東・東山	栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜
南関東・東海・南近畿	茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山
北近畿・中国	滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国・九州	徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

4 利用上の注意

(1) 各表上での数値は四捨五入のため計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「-」は、事実のないもの

「0」は、単位に満たないもの

「△」は、負数又は減少したもの

(3) 「えぞまつ・とどまつ」については、調査対象林家において、植林が行われなかった。そのため、本来植林等にかかる初期費用が計上されるべき I 齢級等において、苗木代等が出現していないため、利用に当たっては留意されたい。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話 (03)3502-8111 内線2756

直通 (03)3502-0954